

スーパーシティの提案に対する情報・デジタル、個人情報保護の観点からの評価

令和3年8月6日

平本 健二

坂下 哲也

5月のスーパーシティの提案自治体からのヒアリングに、国家戦略特区ワーキンググループ有識者とともに、情報・デジタル、個人情報保護の専門家として参加した。特に、スーパーシティ区域の指定基準の「(vi) データ連携基盤の互換性確保及び安全管理基準適合性」と「(vii) 住民等の個人情報の適切な取扱い」を中心に内容を確認した。

1. データ連携基盤の互換性確保及び安全性確保に関しては、提案の段階としては十分な内容が提案されていると評価される。

データ連携基盤は、コネクタと呼ばれるデータ連携機能を中核に各種機能を連携させるビルディングブロックという構造をとっており、相互運用性は十分に確保されている提案である。また、複数要素認証を使用したり、アクセスログの管理を行うなど、ほとんどの提案が安全性について十分な考慮を行っている。なお、分野横断のデータ連携については、サービスが分野ごとに企画され単にネットワークでつながっているもの、また、分野間のメッセージ交換にとどまっているものもあり、今後、更なる改善が期待される。

2. 個人情報保護については、オプトインを活用するなどサービス実施に当たって十分に検討を行っているとして評価される。また、各提案ともプライバシー影響評価（PIA; Privacy Impact Assessment）の実施を予定する等、提案では基本的条件を満たしている。

提案は実施計画であり、実際のスーパーシティの構築に当たっては、PIAの実施、個人情報保護法令の遵守などを、精査、確認していく必要がある。

以上